

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 一 号

令和四年三月二十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 上野賢一郎君

理事 井上 信治君

理事 平 将明君

理事 森田 俊和君

理事 足立 康史君

理事 赤澤 亮正君

伊東 良孝君

金子 俊平君

杉田 水脈君

高木 啓君

永岡 桂子君

平井 卓也君

松本 尚君

宗清 皇一君

吉川 越君

大串 博志君

堤 かなめ君

本庄 知史君

阿部 司君

堀場 幸子君

平林 晃君

塩川 鉄也君

大石あきこ君

工藤 彰三君

藤井比早之君

森山 浩行君

國重 徹君

井原 巧君

石原 宏高君

小寺 裕雄君

鈴木 英敬君

土田 慎君

長谷川淳二君

平沼正二郎君

宮路 拓馬君

山田 賢司君

和田 義明君

櫻井 周君

中谷 一馬君

山岸 一生君

青柳 仁土君

河西 宏一君

鈴木 敦君

緒方林太郎君

堀場 幸子君

小林 鷹之君

大野敬太郎君

細田 健一君

小寺 裕雄君

宮路 拓馬君

宗清 皇一君

財務大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房重要土地等調査
法施行準備室次長)

政府参考人

(内閣官房内閣情報調査室
次長)

政府参考人

(内閣府知的財産戦略推進
事務局次長)

政府参考人

(内閣府科学技術・イノ
ベーション推進事務局審議
官)

政府参考人

(金融庁総合政策局審議官)

政府参考人

(法務省大臣官房司法法制
部長)

政府参考人

(公安調査庁次長)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(財務省大臣官房参事官)

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議
官)

藤原 崇君

高村 泰夫君

室田 幸靖君

三貝 哲君

木村 聡君

泉 恒有君

川辺英一郎君

柳 淳君

田中 茂明君

阿蘇 隆之君

井上 俊剛君

竹内 努君

横尾 洋一君

石月 英雄君

北川 克郎君

緒方健太郎君

里見 朋香君

政府参考人

(農林水産省大臣官房危機
管理・政策立案総括審議
官)

政府参考人

(経済産業省大臣官房総括
審議官)

政府参考人

(経済産業省通商政策局通
商機構部長)

政府参考人

(経済産業省貿易経済協力
局貿易管理部長)

政府参考人

(資源エネルギー庁資源・
燃料部長)

政府参考人

(資源エネルギー庁電力・
ガス事業部長)

政府参考人

(特許庁長官)

政府参考人

(特許庁総務部長)

政府参考人

(国土交通省鉄道局次長)

政府参考人

(原子力規制庁原子力規制
部長)

政府参考人

(防衛装備庁装備政策部長)

政府参考人

(防衛装備庁調達管理部長)

内閣委員会専門員

委員の異動

三月二十三日

辞任

鈴木 英敬君

山田 賢司君

中谷 一馬君

浅川 義治君

前島 明成君

片岡宏一郎君

黒田淳一郎君

風木 淳君

定光 裕樹君

松山 泰浩君

森 清君

小見山康二君

鶴田 浩久君

市村 知也君

萬浪 学君

内藤 正雄君

近藤 博人君

長谷川淳二君

井原 巧君

櫻井 周君

青柳 仁土君

浅野 哲君

鈴木 敦君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

鈴木 敦君

井原 巧君

山田 賢司君

長谷川淳二君

土田 慎君

櫻井 周君

中谷 一馬君

青柳 仁土君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

補欠選任

山田 賢司君

土田 慎君

中谷 一馬君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

浅野 哲君

として用意してはいたんですが、ちよつと次に行かせていただいて、次、六十六条七項についてお尋ねをいたします。

特許出願が内閣総理大臣に係属している間又は保全指定の期間において、特許法の四十八条の二、四十八条の三、五十条、これは適用除外にはなっていない。さらに、有識者提言五十一ページには、保全期間中に審査請求をして審査の手前まで手続を進めるという選択肢も残すべき、こういうふうを書いてございます。

つまり、保全審査に付されていても、審査請求、特許法四十八条の三はできるのかどうか、それから、審査請求があれば審査は行われるのか、それから、拒絶理由通知、特許法五十条、これは行われるのかどうか。これは、条文中、読めば、できるというふうに見えるんですけども、念のための確認です。お願いします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

特許出願人が、保全審査中に特許査定の前前まで手続を進めまして、特許査定の見直しを立てますとともに、指定解除後直ちに特許を受けられる状態におきたいと考える場合もございまして。このため、有識者会議の提言でもその点に言及されているもの、このように理解してございます。

そこで、出願人が実体審査を求めまして出願審査の請求をした場合には、これに応じて出願書類の補正のやり取りを行いますなど、最終的な査定の手前まで審査を進めることが出願人の保護に資するという観点から、出願公開及び最終的な特許査定又は拒絶査定の手続のみを留保し、それ以外の御指摘ございましたような手続は行える、このような制度とさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○櫻井委員 御答弁をいただいて、よく分かりました。

もう一点確認なんです、そうなったときに、特許査定できそうだと、手前まで行っているという場合は、これは出願人にも分かるものなんじゃない

うか。つまり、いきなり特許査定とかという場合は、拒絶理由通知も何にも来ないから、普通、分からないんだと思うんですけども、何か、これは特許査定になりそうだとかという内示みたいなものをしてもらえるのかどうか、その点もちよつと併せて確認をお願いします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのケースにつきましては、様々なケースがあると思っておりますので、一概にお答えすることは困難でございますけれども、重ねての答弁になりますけれども、出願書類の補正のやり取りなどを行わせていただきますので、そういった過程で出願人の方がいろいろ見直しを立てられるということはあり得るもの、このように考えてございます。

以上でございます。

○櫻井委員 大臣、これは、出願人にしてみたら、いろいろ手続をして待つわけですから、楽しみに待てるような環境、つまり、特許査定になりそうだったら、手前まで進んでいるんだから、何か新たな、まあ法律に書くことではないかもしれないけれども、特許査定になりそうだとかという内示みたいなものを出せると出願人にとつて優しいかなと思っておりますので、その点、御配慮をお願いしたいということで、御要望申し上げます。

あと、次に、六十七条、七十条に関連して、これもお尋ねしたいんですが、保全審査に関して、これは内閣総理大臣に対して出願人が手続することになってはいますが、出願代理人、普通、特許出願は弁理士が代理をしておりますけれども、この内閣総理大臣への手続、弁理士が代理できるのかどうか、これについて教えてください。

○小林国務大臣 これも櫻井委員にあえて申し上げるまでもないことですが、弁理士法四十四条一項に何が規定されているかといえは、弁理士の業務を、特許、実用新案などに関する特許庁における手続などについての代理事務と規定しております。

この法案における保全審査の手続を担うのは、特許庁長官や経済産業大臣ではなくて内閣総理大臣でございますので、そういう意味で、この弁理士法四十四条第一項に定めるいわゆる専権業務には該当しません。弁理士法あるいは行政書士法など、他の法令に抵触しない範囲内であれば、弁理士がこの制度の保全審査等の手続に関与することが禁止されるものではございません。

○櫻井委員 いや、ちよつとそこはすこし曖昧ですね。普通に特許出願をやっているわけですよ。最初は弁理士が代理人をやっている、ずつと手続をやつて、気がついたら特許庁から総理大臣の方に送られちゃつていたと。それで、何かいろいろ来たから、あつ、じゃ、これもよろしくねということ、普通、出願人は代理人たる弁理士にお願

いしますけれども、その手続をやつたら弁理士法違反とか行政書士法違反になるかもしれないといつたら、これは手続できなくなつちゃいますよね。そこはちよつとさすがに明らかにしてください。多分、これは法案作業をやっているときに弁理士法の改正までは頭がいかなくなつたんじゃないかと思ひますけれども、今日、特許庁長官、来ていただいていますよね。特許庁長官、ちよつと弁理士法四十四条を変えて、独占業務ではなくてもいいですけれども、標榜業務でも、この経済安保法の六十七条、七十条の内閣総理大臣の手続、これは弁理士ができるというふうな法改正した方がいいんじゃないですか。よろしくお願ひしますよ。

○森政府参考人 小林大臣がお答えになつた御答弁のとおりでございますが、現行の弁理士法の規定では、他の法令に抵触しない範囲で弁理士が関与することは可能であり、例えば保全審査や保全指定後の手続に関する書類作成業務は行えないわけですが、相談業務に関与することは可能だと考えております。

いずれにせよ、保全審査や保全指定後の手続の詳細は内閣官房国家安全保障局において今後検討すると伺つておりますので、よく相談して

まいりたいと思っております。

○櫻井委員 いやいや、できない業務があるというんですから、じゃ、行政書士の方にこれは内閣総理大臣へ送られてからまたお願ひし直すというふうになつたら、お金もかかりますけれども、発明の内容を全部また一から説明しなきゃいけないというふうなこともなりますから、これは出願人にとつては相当不都合だと思いますか、不便ですよ。是非これは弁理士が引き続き代理できるように、これはまだ法の施行まで時間があるわけですから、弁理士法改正、今からでも是非進めていただきたいということをお願ひ申し上げます。

続きまして、六十七条の九項について質問させていただきます。

「保全対象発明となり得る発明の内容を通知する」というふうになつてはいるんですが、ということ、これは、特許出願の明細書に書いてある発明のうち、どの部分がこの保全対象発明なのかということをやつと教えてもらえるとということなのかどうなのか。すなわち、これは七十三条一項で実施の制限がかつてくるわけなんです、この部分はやつと駄目ですよ、それ以外はやつと大丈夫ですよということをお願ひしていただけるのかどうか。

更に言うと、有識者提言の五十一ページには、「分割出願することにより、その限度で通常どおり特許を受けられる道を残すべき」というふうにあるんですけども、分割出願、特許法四十四条ですけれども、はで得るのかどうか。これは条文中でできないと書いていないから多分できるんだと思つてはいるんですけども、分割出願して、その分割した新しい方の出願の中から保全対象発明を明細書から削除すれば、特許査定を受ける、そういう道を開くことができるのかどうか、ちよつとお答えをお願ひいたします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第六十七条の第九項で通知いたします保全対象発明となり得る発明の内容の具体的な示し